

社会福祉法人 平内町社会福祉協議会 定款細則

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人平内町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第34の規定により、本会の法人運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事会

(議決事項)

第 2 条 理事会で決定すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (6) 社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集その他青森県知事の許認可を受ける事項
 - (7) 定款細則、経理規程等本会の運営に関する重要な規程の制定及び変更
 - (8) 重要な人事
 - (9) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約(軽微なものを除く。)
 - (10) 役員報酬に関する事項
 - (11) 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての会長職務代理者の選任に関する事項
 - (12) その他、本会の業務に関する重要事項
- 2 前項(1)から(5)については、原則として評議員会の議決を得なければならない。

(報告事項)

第 3 条 理事会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況)
- (3) 本会定款第11条1項の規定により会長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第 4 条 会長は、理事会を開催するときは、書面をもって召集日7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(表決の方法)

第 6 条 理事会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、理事に異議がないと認めるときは、これを確認し、前項の表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議事録)

第 7 条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 開催年月日及び時間

(2) 開催場所

(3) 出席者氏名及び欠席者及び書面表決者氏名

(4) 理事総数及び監事総数

(5) 定足数に関する規定(定款の引用)

(6) 議事録署名人(2名の選出)

(7) 提出議案の標題

(8) 議案に関する発言内容

(9) 議案に関する表決結果

(10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日

2 理事会の議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第 8 条 会長は、理事会に欠席した理事に対して、議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会の終了後速やかに送付するものとする。

第3章 監事

(理事会等への出席)

第 9 条 監事は、必要があると認めるときには、理事会及び評議員会に出席するものとし、また、

発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監査の実施)

第 10 条 本会定款第12条に規定する監事の決算監査は、会長のもとで事業報告書、資金収支計算書及びこれに付属する資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びこれに付属する事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録を作成後、速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、本会の運営および事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第 11 条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名又は記名押印の上、理事会、評議員会及び青森県知事に報告するものとする。

第4章 役員を選任

(選任手続き)

第12条 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

2 会長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。

3 会長は、前2項の確認を行った後に、次期役員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第13条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第14条 役員欠員補充については、第12条の規定を準用する。

(役員名簿)

第15条 会長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかななければならない。

第5章 評議員会

(議決事項)

第16条 評議員会で決定すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (6) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(報告事項)

第17条 評議員会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) その他評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第18条 会長は、評議員会を開催するときは、書面をもって召集日までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第19条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(表決の方法)

第20条 評議員会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、評議員に異議がないと認めるときは、これを確認し、前項の表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議事録)

第21条 評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名及び欠席者氏名
- (4) 評議員総数
- (5) 定足数に関する規定(定款の引用)
- (6) 議事録署名人(2名の選出)
- (7) 提出議案の標題

(8) 議案に関する発言内容

(9) 議案に関する表決結果

(10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日

2 評議員会の議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に議事の経過及び結果記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第22条 会長は、評議員会に欠席した評議員に対して、議事の概要及び議決結果を記録した書面を評議員会の終了後速やかに送付するものとする。

第6章 評議員の選任

(選任手続き)

第23条 理事会において選任された次期評議員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

2 会長は、次期評議員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。

3 会長は、前2項の確認を行った後に、次期評議員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第24条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第25条 評議員の欠員補充については、第23条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第26条 会長は、評議員選任後速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第7章 事務の専決

(事務の専決)

第27条 本会定款第11条1項の規定に基づき、会長が専決することのできる本会の業務については、次に掲げるものとする。

(1) 規程等の制定、改廃に関すること

- (2) 職員の人事に関する事
 - (3) 職員の給与に関する事
 - (4) 職員の労務管理・福利厚生に関する事
 - (5) 債権の免除、又は効力の変更に関する事
 - (6) 設備資金の借入に係る契約に関する事
 - (7) 契約工事請負及び物品納入等の契約に関する事
 - (8) 固定資産(基本財産を除く。)の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関する事
 - (9) 不用物品等の売却又は廃棄に関する事
 - (10) 予算上の予備費の支出に関する事
 - (11) 寄付の受入れに関する事
 - (12) 本会に関する情報の開示に関する事
 - (13) その他の業務に関する事
- 2 前項に規定する業務の範囲には、本会諸規程において定める契約担当者に委任されるものを含むものとする。

(専決の報告)

第28条 会長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

第8章 細則の変更

(変更等)

第29条 この細則を変更しようとするときは、理事会の同意を得、原則として評議員会の議決を受けなければならない。

附 則

- 1 この細則の施行にあたって必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 2 この細則は、平成24年4月1日から施行する。